二、花園土地株式会社に対する件

昭和四十七年（排）第十一号

排除命令

東京都葛飾区東新小岩三丁目十一番六号

花園土地株式会社

右代表者　代表取締役　堀内益嗣郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　花園土地株式会社は、昭和四十七年三月十八日から同月二十一日までを売出日とする住宅用地の取引に関する新聞折込みのビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、次の各事項について公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

(一)　前記ビラにより花園土地株式会社が取引しようとした住宅用地の販売価格は、一平方メートル当り二万五千円から三万四千円までであって、一平方メートル当り二万五千円未満の住宅用地は所在しないこと。

(二)　当該住宅用地の総販売面積は、二区画・百八平方メートルであって、十八区画・二千九百平方メートルではないこと。

㈢　当該住宅用地の道路は、舗装されておらず、水道も敷設されていないこと。

㈣　前記ビラに掲載した絵は、当該住宅用地のものではないこと。

二　花園土地株式会社は、今後、住宅用地の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載または絵の掲載をすることにより、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であり、また、その価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　花園土地株式会社は、今後一年間、住宅用地の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をしたときは、ただちに当該広告物を当委員会に提出しなければならない。

四　花園土地株式会社は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　花園土地株式会社（以下「花園土地」という。）は、肩書地に事務所を置き、宅地建物取引業法に基づき、東京都知事の免許を受けて宅地建物取引業を営む事業者である。

二　花園土地は、昭和四十七年三月十八日から二十一日までを売出日とする住宅用地の取引について、同年同月十九日にビラ（別添写）約十四万枚を新聞販売店を通じて、読売新聞および毎日新聞に折込み、東京都江戸川区および江東区における前記新聞の購読者である一般消費者に配布した。

このビラにおいて、花園土地は、「販売価格／一㎡当り一二、六〇〇円～一八、二〇〇円～二三、七〇〇円～二七、六〇〇円まで」、「販売区画／一八区画（総面積約二、九八〇㎡）」、「設備／四m舗装道路、水道完備」、と記載し、さらに、街路灯

が設置され、道路が舗装された住宅用地の絵を掲載している。

三　しかるに、前記ビラにより花園土地が取引しようとした住宅用地については、価格は、一平方メートル当り二万五千円から三万四千円までであって、一平方メートル当り二万五千円未満の住宅用地は所在せず、総販売面積は、二区画・百八平方メートルであって、十八区画・二千九百八十平方メートルではなく、設備には、道路は舗装されておらず、水道も敷設されていない。さらに、前記ビラに掲載した絵は、当該住宅用地のものではない。

法令の適用

前記事実によれば、花園土地は、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であり、かつ、その価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号および第二号の規定に違反するものである。

昭和四十七年五月二十六日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

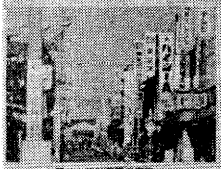
委員　呉文二

別添写

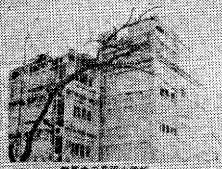

理想の通勤圏内。今注目の大発展地。
草加花園団地
京成線・都武線
都営地下鉄…
どの電車をご利
用になっても便
利な通勤圏です
受付日
18 19 20 21
692-1518
花園土地株式会社

幕張花園団地 分譲中

国電幕張駅より徒歩12分、京成幕張駅より徒歩10分



お買物も便利な団地内



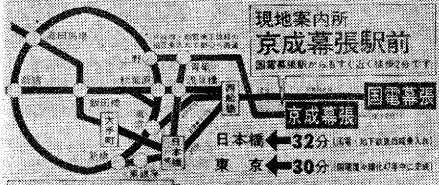
地区内の幕張小学校



よい子の遊び場 豊かな緑と芝生広場



各住宅地区の一例(D-1タイプ)



- 神田台花園団地(21区画)
- 佐倉花園団地(10区画)
- 八街花園団地(28区画)
- 久喜花園団地(20区画)
- 三和花園団地(25区画)

他に上記の花園団地を分譲受付中です。ご希望の方はご案内致します。

頭金 1/3 残金 60回 均等払い

受付日 18(土) 19(日) 20(祝) 21(火)

明るい住まいにつくりに奉仕する

花園土地株式会社
お電話は番号をよくお確かめの上 692-1518代